

開会の日 令和2年9月14日(月)
場 所 委 員 会 室

◆出席委員(6人)

委員長	井 端 浩 二
副委員長	徳 島 純 次
委員	野 村 勝 憲
委員	澤 史 朗
委員	谷 口 敬 信
委員	水 上 雅 廣

◆欠席委員(なし)

◆説明のために出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
農林部長	青 垣 俊 司
林業振興課長	二 木 次 郎
林業振興課森林調査係課長補佐	東 弘 通
参事兼畜産振興課長兼家畜診療所管理者	古 川 尚 孝
企画部長	岡 部 浩 司
地域振興課長	田 中 義 也
商工観光部長	清 水 貢 之
観光課長	洞 口 廣 之
観光課観光資源開発係長	山 下 譲 太

◆職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村 賢 一
書記	水 上 時 雄

◆ 本日の会議に付した事件

1. 付託案件審査

議案第103号	字区域の変更について(河合町角川Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ地区)
議案第104号	飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について
議案第105号	指定管理者の指定について(ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ)

(開会 午後1時00分)

◆開会

●委員長 (井端浩二)

ただいまから、第9回産業常任委員会を開会いたします。本日の出席委員は全員であります。

委員外委員より傍聴の願いがでておりますので、これを許可いたします。

本委員会の会議録は、飛騨市議会委員会条例第30条の規定により委員長が署名を行います。

当委員会に付託された案件は、お手元に配付のとおりです。

審査に入る前にお願いをします。委員のご発言は、まず挙手をし、委員長の指名を受けた後、マイクを使い自己のお名前を教えてください。質問は一問一答制とし、要領よく簡潔に行われますよう、また議題外や議題の範囲を超えることのないようお願いいたします。執行部側の説明において、議案の朗読を省略することといたしますのでお願いします。

◆1.付託案件審査

◆議案第103号 字区域の変更について (河合町角川Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ地区)

●委員長 (井端浩二)

それでは、付託案件の審査を行います。

議案第103号、字区域の変更について (河合町角川Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ地区) を議題とします。説明を求めます。

(「委員長」と呼ぶ声あり) ※以下、この「委員長」と呼ぶ声の表記は省略する。

●委員長 (井端浩二)

青垣農林部長。 ※以下、この委員長の発言者指名の表記は省略する。

□農林部長 (青垣俊司)

それでは、議案第103号、字区域の変更について (河合町角川Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ地区) についてご説明申し上げます。本案は、地籍調査事業の結果にもとづいて、字区域を変更しようとするものです。次のページをお願いします。変更の大略については、記載のとおりです。4ページの位置図をごらんいただきたいと思います。河合町角川の山手側、神明神社の山側一帯の山林の内、黒丸でお示ししました箇所の子区域の変更を行うものです。次のページをお願いします。5ページからは、個々の変更区域図となっています。5ページ、6ページについては、字区域の境界が尾根筋で分かれていないため、尾根筋にそって境界を整理するものです。7ページは、境界が入り組んでいるため、整理を行うものです。8ページにつきましては、字下平が飛び地となっており、飛び地の解消のため隣接する字に振り分けを行うものです。9ページにつきましては、境界が不明瞭で

あるため、今回の地籍調査を機に境界を整理するものです。10ページから13ページまでは、いずれも尾根筋を字区域境とするものです。14ページから18ページまでいずれも字区域の境界が複雑なため、わかりやすく境界を整理するものです。19ページ、20ページについては、入り組んだ境界を整理をするものです。21ページ、22ページについては、複雑な境界の整理を行うものです。字区域の変更についての説明は以上です。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

現在の河合町角川なんですけれども、これからこういう字区域の変更、境界を含めてですね、そういったところは、例えば、宮川町とか神岡町とかそちらのほうにこれから波及していくということなんですかね。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

今回の地籍調査は、河合町ということで、この後それぞれの地区についても地籍調査を行っていきますので、その都度、こういった字区域の変更というのが生じてきますので、そのたびに行っていきたいと思えます。

●委員長（井端浩二）

ほかにございませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって議案第103号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

◆議案第104号 飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について

●委員長（井端浩二）

次に、議案第104号、飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。説明を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

それでは、議案第104号、飛騨市家畜診療所設置条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。提案理由は、家畜伝染病検査に係る採血技術料の追加に伴う改正です。4ページの要旨をごらんください。改正の内容としまして、家畜伝染病の清浄化及び感染拡大防止を目的として家畜伝染病検査を実施するにあたり、診療費等の額を定める別表について所要の改正を行うものです。1つ目は、家畜伝染病検査に係る採血技術料を新たに加えるものです。2つ目は、採血技術料の算定にあたり、その根拠を詳細に記載をするものです。以上で説明を終わります。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（水上雅廣）

確認だけですけれども、採血技術料というのがちょっといまいちよくわかっていない。これは、いくらぐらいのものですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

この算定する基準で算定をしますと、1件あたり、670円というのが、実際の額となっております。【令和2年9月15日 680円に訂正された】

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

異議なしと認めます。

よって議案第104号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いた

しました。

◆休憩

●委員長（井端浩二）

ここで、説明職員入れ替えのため、暫時休憩といたします。

（ 休憩 午後1時07分 再開 午後1時08分 ）

◆再開

●委員長（井端浩二）

休憩を解き、会議を再開いたします。

◆議案第105号 指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）

●委員長（井端浩二）

次に、議案第105号、指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）を議題といたします。説明を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

議案第105号、指定管理者の指定について（ひだ流葉スキー場、飛騨市神岡広域総合交流促進施設、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ）、市は、次のとおり指定管理者を指定する。以下、施設の名称が長ございますので、流葉スキー場、Mプラザ、オートキャンプ場、コテージと省略をさせていただきます。2、指定管理者となる団体の名称につきましては、株式会社newflowでございます。3、指定期間につきましては、令和2年10月1日から令和6年3月31日まで3年6月間でございます。以下、本日参考資料といたしまして、近年における流葉スキー場の収支状況等を提出させていただいておりますので、洞口課長より説明をさせていただきます。

●委員長（井端浩二）

説明を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

お手元の資料、13ページをお開きください。指定管理候補者の概要でございます。名称、株式会社newflow。代表者が代表取締役、新家行夫氏。所在地は、飛騨市神岡町山田1854番地。設立年月日が令和2年6月17日の法人でございます。資本金、200万円でございます。続きまして、指定管理候補者から提出のありました提案

内容につきましては、4ページから7ページまでに詳細、提出されました固有名詞等のをぞきまして、提出をさせていただいておりますけれども、こちらにつきましては、大項目として5つの項目がございますけれども、提案内容といたしましては、とくに3点目、業務計画にそった管理を安定して行う人員、資産その他の能力を有していること及び5点目の地域産業の活性化を図るための拠点としての機能を整備充実させるもの、この2点に対する提案が非常に優れているということで得点率が高くなっているという結果でございました。合計で100点満点中、80点という採点をもって指定管理候補者に選定をさせていただいたものでございます。

続きまして、1ページの近年における流葉スキー場の収支状況について、若干ご説明をさせていただきます。これまで、流葉スキー場につきましては、普通財産の無償貸付というかたちの中で、経営を委託していたという経緯からこれまで収支状況については、議会等にこういった詳細な資料を提出するという機会がございました。今般、これまで管理をしていただいております株式会社緑風観光さんのご承諾を得まして、平成26年度から令和元年度までの収支状況について簡潔にまとめました資料を提出をさせていただくことといたしました。ごらんになっていただきますと、とくに平成27年、平成28年、令和元年度、この3カ年について非常に入込も少なく、営業日数も少なくてですね、収支についてもかなりきびしい収支状況になろうかということが見てとれるかと思えます。この3年間につきましては、とくに雪が非常に少ない年でございまして、12月中の営業がまったくできなかった3年間ということになっています。この入込客につきましては、平成12年からの統計を見ますと、これまで最大値が平成13年の10万2,000人くらいの入込がございました。正確には10万2,110人ですが、その後、平成18年の18豪雪の影響によりまして、一旦、4万712人まで入込が減りましたが、その後、平成26年度までは右肩上がり、若干ではございますが、来場者が増えていた状況でございました。平成27年から雪不足の暖冬の傾向というのが強まりまして、こういった状況になっています。今般、指定管理をお願いするにあたりまして、私どものほうである程度の予定額、どれくらいの営業をしていただいたら収支的にとんとんといいますか、しっかりとした収支が見込めるかということを試算させていただくのにあたりましては、こういった雪不足の影響、極端な影響のない平成28年から平成30年までの3カ年平均を参考として試算をさせていただいたところでございます。とくに直近であります平成30年度の損益を見ますと、損益分岐点売上高は、6,230万円程度と試算されます。日平均、来場者が416名、客単価が1,939円ということで、3年間の平均値を用いますと、必要営業日数は77日ということが求めることができます。今般、指定管理をお願いするにあたりましては、想定する営業日数を79日間ということで、想定をさせていただき、提案をいただいたものでございます。これは、平均値としまして1日、平均として416人ということですが、やはり集客が見込める期間というのは、偏ってございまして、12月25日の

クリスマスから年明け、成人の日までを含む連休期間内、さらに2月中の連休、天皇誕生日を含む後半の連休期間、これらの期間にやはり入込は多くなるという状況でありますので、この時期に雪があるかどうかというのがこのスキー場の収支に大きくかかわってくるのではないかと考えています。参考までに今シーズン、令和2年度シーズンの修学旅行の予約状況、お聞きしてまいりました。現在までに7校、合計で1,540人泊ということで予約をいただいています。このほかにも2月の5日、6日、2校と書いてございますが、同じ日にもう1校の申込があるということで、ただし、受け入れの宿泊施設及びスキー学校の講師陣の人員がそこまで対応できないということで、何とか1月中に前倒しできないかということで、現在交渉しているということを伺っています。今後指定管理としてお認めいただいた後には、我々もそういったところに対しまして、一緒になって営業活動していきたいということを考えている次第でございます。非常に簡単ではございますが、説明をさせていただきます。

●委員長（井端浩二）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（水上雅廣）

今、説明をいただいたようにこの採点表で点数が高い。あまりこういったのは見たことがないような気がするんです。これが正直なところの数字かなというふうに理解はしますけれども、改めて得点が良かった1と3、中身についてももう少し具体的に、こういうところがということで説明をいただきたいと思います。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

核となります流葉スキー場の運営につきましては、従来からご説明申し上げてまいりまして、鉄道事業法に基づく人員の確保、必要人員の確保ということが必須となっており、この点につきましては、有資格者をしっかりとしたかたちでそろえられる。また、ここには載せておりませんが、具体の固有名詞までこういう方を予定しているということまではっきりとお示しをしていただきまして、こういった体制がとれることが、まず一番大きな要因であるというふうに考えています。それから第2点目といたしまして、私どもが指定管理をお願いするにあたりまして何を一番重要視するかというところなんです、このスキー場の地元密着ということが一番大きな、地元の協力を得られるということが、一番大きな理由ではないかというふうに思っております。お聞きをいたしますと、今、指定管理の公募期間中にこの候補者に対しまして、地元の組合ですとかスキースクールからも何とか手をあげていただけないかと複数そういったお話もあったということを申請をいただいた後ですがお聞きをいたしました。そういったかたちの中で地元からの信頼が非常に厚いということも非常に大きな理由になるのではないかと考えております。提案の中にもこまかく提案をいただいておりますけれども、

神岡町の若手の経営者、そういった方々が、流葉に愛着をもたれる方々が手弁当でいいので、私どもにも企画等に関わらせてくれといったような提案が何人もからそういう提案があるようです。私もこういう企画があったということを若干お聞かせをいただきましたけれども、そういった提案があるということも非常に大きな強みなのではないかということを思っております。それからこの中で地元の関係者、さらに外部の有識者を含めた協議会的なようなものを設置をして、この中で企画も練り上げていきたいという提案をいただいております。その中にはやはり神岡町出身の方でございますが、全国のスキー関係者の中では、かなり名の通られた方がそういった中にご参画いただけるということで、直接携帯電話で連絡があったそうでございますが、こういった点も非常にこの候補者が得点が高くなった要因ではないかと捉えているところでございます。

○委員（水上雅廣）

わかりました。そうやって積極的に地元のいろんな面で参画をしていただける。ほぼボランティアに近い方たちで参画をしていただけるのかなと承知をいたしました。正直、こうして応募があったことにほっとしているんですけども、ゆえにぜひ、会社としてしっかりと経営をしていただいて、地元にとしっかりと貢献をしていただければありがたいということを思います。

もう1つ、お聞きをさせていただきますけれども、収支計画をいただきましたけれども、資料の9ページ、この支出の中に人件費で役員の報酬と常勤職員の給与手当があります。それぞれ人数だけ教えていただけますか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

役員はお一人でございます。常勤職員の数でございますが、4名でございます。

○委員（水上雅廣）

1名と4名ということで。設立のときはたしか3名で、あとの2名については今後しっかりと採用されるということで、解釈してよろしいですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

設立時の3名のうち、常勤職は2名でございます。もう1人の方は、雇用保険はかけますが、2種職員ということで、社員ということでなられておりますけれども、現在、Mプラザのほうに常勤の月給職員の方が3名おみえになられます。その方は継続して雇用されるということで、あわせて職員が4名ということですのでお願いいたします。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

○委員（野村勝憲）

説明を受けてですね、この収支状況を見ていますと、平成26年まで恐らく株式会社緑風観光さんの時代はたぶんずっと黒字だったと思うんですね。平成27年からは赤字になっています。それはそれとしてですね、今説明がありましたように収支バランスということ考えた場合、年間6,200万円くらいが必要になってきますね。それを前提に公募をかけられたのだと思いますけれども、今回1者だったと。その1者からですね、3年間の事業計画が出ていると思いますが、どのような売り上げ数字を数値で出されているのですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

こちらにつきましては、10ページの資料がございますけれども、令和3年度から令和5年度までが年間利用料金、要するにリフトの売り上げでございますが、5,370万円。令和2年度についても同額でございます。こちらにつきましては、79日という想定営業日数を固定する中で、手堅い数字というかたちで、この数字をあげてきていただきました。そのほか山頂レストランの運営及びレンタル事業に傾注したいというような提案もいただいておりますけれども、スキーですとか衣装、ウエアーですね、のレンタル。こういったものが他のスキー場と比較しますと非常に索道に対する売り上げが低い。比率が低いというような分析をされてみえまして、こちらについても傾注をしていきたいといったかたちであわせて6,270万円という提案をいただいたものでございます。

○委員（野村勝憲）

株式会社緑風観光さんのときにはたしかスキー関係には指定管理は入っていませんでした。無償貸付ということですね。1,100万円が指定管理料として入っていたわけですね。今回3,900万円の指定管理料が入っています。これは、ずっと3,900万円ということなんですけれども、そうしますと、今の事業計画でいきますと、6,300万円から令和5年には7,600万円ということになりますね。そうしますと、1,100万円は別にして、残りの2,750万円というものは、スキー場のほうだと思いますわ。私が単純計算をして、指定管理料をね。そうなってくるとですね、指定管理料はこんなにいらんんじゃないですか。この事業計画からしたら。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

ただいまご指摘をいただきました点につきましては、10ページから12ページまでに各指定管理施設ごとの指定管理料を掲載をさせていただいております。令和2年度、ご指摘のとおり、流葉スキー場には、1,100万円の指定管理料。令和3年度から令和5年度までは、1,500万円でございます。となりの11ページになりますけれど

も、Mプラザのほうで令和2年度のほうが1,300万円、令和3年から令和5年が各年度、2,300万円という指定管理料でございますので、このMプラザにつきましては、これまで先ほどおっしゃられましたように1,100万円というかたちの中でご指摘をいただいたかと思いますが、昨年度の実績を見ましても、1,100万円入れまして、それ以上の赤字が生じている施設でございます。といったことを鑑みまして、今回Mプラザの指定管理料の見直しをさせていただくということにさせていただきました。参考までに申し上げますけれども、Mプラザにつきましては、平成27年度までは指定管理料は756万円でしたが、それを加えました最終収支が75万円程度の赤字で済んでいたのですが、暖冬の影響を直接受けるスキー場のセンターゲイトということで、直接受けるという関係から平成28年度は、360万円の赤字、平成29年度は698万円の赤字、平成30年度は1,150万円、令和元年度につきましては、1,520万円の赤字と、これは指定管理料を入れたうえでということになっております。そういったことを鑑みまして、今般、Mプラザにかかる指定管理料につきましては、増額というかたちで計上させていただいたものでございます。

○委員（野村勝憲）

ざっくばらんに言ってですね、要するに観光産業面では、3,900万円の指定管理料というのは、私の記憶ではですね、宮川町のおんり一湯の関係で年間で3,300万円だったですね、年間でね。これは今トップになるわけですね、今度はね。その今の話を聞いていますけれども、問題はこれだけ私が心配するのは、コロナのこともあって大変な支出が出ていくわけです。これ、税金から出ていくわけですよ。いかに株式会社緑風観光さんのときは、指定管理料が要らなかった。余分に約2,800万円ぐらいのお金が必要になってくるということなんですね。したがってですね、よほどしっかりとした経営でですね、今までは要らなかったんだけど、2,800万円の税金が投入されるということですね。しっかりとした経営と利用者を含めてですね、顧客をどうやって獲得するかということなんですよ。そのへんの戦略というのは、きちんともっていらっしゃるのですよね。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

やはり流葉スキー場というのは旧来から根強いファン層がおみえでございます。提案書にもございますけれども、愛知県、県内にもですね、流葉スキー場の愛好者でつくる団体というものが複数存在しておりまして、そういった方のお力添えも得ながら、まず口コミ等による情報発信を強力に進めてまいりたいという提案をいただいております。そういった中で、やはり言い方はあれですが、株式会社緑風観光さんをお願いしている間ですね、必要な投資といたしますか、例えば施設が老朽化してもできるだけ使っていくというようなことで経費を抑えられていたのは事実かと思っております。ただし、こうい

った索道事業というものを鉄道事業法のもとでしっかりとさせていただくにあたりましては、そういったメンテナンスにかかる経費もしっかりと指定管理料の中で見ることがあるという観点から今般このような計上になったものでございます。これはですね、雪の降雪具合にもよるといっては多分にあるわけでございますけれども、そういったかたちの中で、指定管理者さん、本当に索道に関しての知見ですとか、関係者との交友関係も広くお持ちでございますので、そういった情報を得ながらうまくやっていただけないかなということを期待しているところでございます。それからこの指定管理、少しイレギュラーと言いますか、変わったかたちで提案をするということを前回ご説明させていただいたかと思いますが、この指定管理料を投入した結果ですね、年間の収益に利益が発生した場合には、その2分の1を市のほうに納付いただくといった立てつけにさせていただきました。雪の降雪具合によって年間の収支というのが極端にぶれてくることも想定されます。儲かる年もあれば、赤字がかさむ年もあるということ勘案をいたしまして、そういった点についての公費負担をできるだけ平準化するためにこういった措置をとらせていただいて、納入いただいた金額は、後年度の収支がバランスしないときに充てられるようなかたちで対応してまいりたいと考えていますので、よろしく願いいたします。

○委員（野村勝憲）

いろいろ聞いていまして、そうしますと、今回の3,900万円には、あくまでも不可抗力で、雪不足とかそういった場合のことも含めて、3,900万円は充当されているという理解でよろしいですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

この点につきましては、今年度かわいスキー場が営業できなかったことに対して全額を指定管理料でさせていただくといった対応をとらせていただいたところです。両スキー場ともですね、今後もそういった方針で向かいたいと考えておりますが、これを単純にそのときの一般財源の真水で充当するのではなくて、それまでにもし利益が出てですね、その半分をいただいたものを基金化して財源として私どものほうで保有しておくといったものをそのときに出すといった考え方でいますので、よろしく願いいたします。

○委員（野村勝憲）

きのう新聞に各自治体がいわゆる箱もの、いわゆる自治体のコロナの影響によって、箱もの建設を延期するとかそういうところが出ています。中部地区ですね。ぜひちょっと見ていただきたいんですけども、それはそれとして、こういう事態がこれから想定されるわけですよ。飛騨市もですね、コロナ禍でいろんな税収不足というのはね。ですから指定管理にこれだけのお金を投入するわけですからぜひですね、最初が肝心ですか

らぜひ経営にあたる方々にですね、できるだけ赤字がでないようにお願いしたいと思います。

●委員長（井端浩二）

いいですか。ほかに。

○委員（水上雅廣）

関連で今少し気になったのですが、流葉スキー場については、収益で黒になったときは2分の1をいただく。スキー場は2つあるんですけど、流葉スキー場とかわいスキー場の関係で、かわいスキー場については、今回ここではないですけど、両者の関係というのはどのように解釈しておけばいいですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

かわいスキー場につきましては、今年度更新期、来年から更新ということですので、議会を改めまして、提案をさせていただくことになろうかと思いますが、何より大きいのはですね、流葉スキー場に関しましては、平成26年からの数字というものはいただきましたけれども、実際公が運営するということから15年くらい離れていたわけでございます。かわいスキー場につきましては、これまでも合併以来ずっと経営の詳細なものの積み上げというものがございます。そういったものを参考にしながら指定管理料というものを決定させていただいておりますので、こういったかたちで2分の1を入れていただくというようなことをかわいスキー場まで適用するかどうかににつきましては、今後の検討かと思っていますので、お願いいたします。

○委員（澤史朗）

先ほど述べられたキックバックの件なんですけれども、これというのは、スキー場だけなのか。それとも全施設に関してなのか。お願いします。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

今般の指定は全施設、一緒になって指定をするものでございますので、指定管理料はあくまでも便宜的に区分ごとを出しておりますけれども、今年度の2,600万円、次年度以降の3,900万円というのは、あくまで全体に対するものでございますので、全体の収支の結果を見てというかたちになろうかと思っています。

○委員（澤史朗）

そうしますと、資料の9ページにある全体の収支計画書、この収入のところ令和2年度からありますよね。収入合計、令和2年度ですと、8,155万円。この金額が基準の金額になるということによろしいのでしょうか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

令和2年度につきましては、10月からの指定管理でございます。4月から9月までの利用料金収入というのは、この中には含めておりませんので、基準となる金額は、あくまでも令和3年度から通年期間の収入であります1億480万円になろうかと思いません。

○委員（澤史朗）

そうすると、令和2年度に関してのこの基準額というのは、別にあるのでしょうか。令和2年度はキックバックはないのですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

キックバックは、今指定期間を通じて令和2年度から進めたいというふうに考えていますが、今ほど申しました基準でないというのは、Mプラザ及びキャンプ場にかかる4月から9月までの料金収入というのがこの収入の中に含まれておりません。あくまでも10月からということですので、これで差が出ているものでございます。

○委員（澤史朗）

差が出て当然当たり前なんです。結局その後の10ページ、11ページ、12ページにあるこのそれぞれの施設の収支計画書の合算ですもので、これね。ということで、それはいいのですが、先ほどの課長の中で、例えば、令和3年度を例えにしますけれども、そのときにこの予定の基準額より増えた場合に50パーセント、キックバックされると。その後年に何かの影響でマイナスになったといったときにそのキックバック分を充てるというような発言があったかと思うんですけれども、これというのは、今まで以前にそういった施設もありましたけれども、そういった優遇されているような措置はなかったと思うんですけれども、今回、キックバックされたかたちで市がその分、納入金としてとるというふうで、それをどこに使おうがいいわけであって、そういうかたちをとらなくて、そのためにプールしておくということなんですか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

今回申し上げましたキックバック分のプールにつきましては、あくまでも市が後年度に負担が必要になった場合の財源の一部として活用したいということを申し上げたものでございます。

例えば、今議会に補正予算案を上程させていただいておりますが、コロナに対する収支不足の分、また暖冬にかかる収支不足の補填につきましては、今般方針をお示しをさ

せていただきましたけれども、こういったものには、必ず一般財源が必要になってまいります。その一般財源の一部に充当するというようなことを考えるということでございますので。ただその補填だけに充てるということ、その基金をですね、どういったかたちでの基金をつくるかということはまた後日になろうかと思っておりますけれども、基金の目的にそったかたちで充当をしていきたいと考えておまして、例えば、こういったリフトの索道施設の補修にも大きな経費がかかるというようなことは前回の議会でも申し上げたかと思っております。例えばそういったことにも一部を充てるということもあり得るかもしれませんし、これは今後の予算編成、財政運営を考える中で、予算編成の中で考えていくことかなというふうに思っておりますのでお願いいたします。

○委員（澤史朗）

非常にその基金を特別今つくるという予定がないので、1回収納された一般財源に入ってくるというお金はあとどこへ使われるか。例えば金額のいくら50パーセントとして残ったかという数字はわかるけれども、それをプールされるわけではないので、どこかへいくという。その金額に相当するものはここからきたんだよというだけのかたちにはなろうかと思っておりますけれども、それはわかりました。よろしいです。

もう1つですけれども、スキー場の収支計画書の中に家賃がありますよね。これというのは、市が直接払うのではなくて、指定管理者が家賃としてこれを払う分ということなんでしょうか。もし、差し支えなければ具体的にどこの家賃を指定管理者が払わなければいけないのか。

●委員長（井端浩二）

答弁を求めます。

□観光課長（洞口廣之）

家賃等という、これは収支計画書の雛形の中でここにしか入れることができなかったものですから家賃等としていれさせていただいたものですが、これは実は、降雪機にかかるコンプレッサーですとか、除雪用の重機、それから夏場の草刈り用の常用のモア一、草刈り機ですね。こういったものの借上料を計上したものでございまして、指定管理者がどこかの施設を借りて、この指定管理の施設の運営にあたるということではございませんので、大変失礼いたしました。

○委員（澤史朗）

はい、わかりました。いわゆる不動産ではなくて、重機となるとどちらになるのかちょっとわからないですけれども、いわゆる動産的なものということですね、ちょっと家賃というふうになったから何か地代でも払わなきゃいけないのかなと勘違いをしたものですから。はい、わかりました。

●委員長（井端浩二）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

討論なしと認めます。討論を終結し、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとして報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第105号は原案のとおり可決すべきものとして報告することに決定いたしました。

以上で、当委員会に付託されました3案件の審査は終了いたしました。

ここでお諮りいたします。

ただいま議決しました3案件に対する委員会報告書の作成につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

●委員長（井端浩二）

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

◆閉会

●委員長（井端浩二）

以上をもちまして、第9回産業常任委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後1時40分 ）

飛騨市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

産業常任委員会委員長

井端浩二